

議案第 5 号

機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

別紙のとおり、機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

令和 3 年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

令和3年琴浦町条例第 号

機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例

(琴浦町課設置条例の一部改正)

第1条 琴浦町課設置条例(平成16年琴浦町条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(課の設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる課を置く。 (1)~(8) 略 (9) <u>建設住宅課</u> (10) <u>上下水道課</u>	(課の設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる課を置く。 (1)~(8) 略 (9) <u>建設環境課</u>

(琴浦町環境審議会条例の一部改正)

第2条 琴浦町環境審議会条例(平成16年琴浦町条例第137号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>企画政策課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>建設環境課</u> において処理する。

(琴浦町水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 琴浦町水道事業の設置等に関する条例(平成16年琴浦町条例第185号)

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 法第14条の規定に基づき水道事業の管理者(以下「管理者」という。)の権限に属する事務を処理させるため<u>上下水道課</u>を置く。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 法第14条の規定に基づき水道事業の管理者(以下「管理者」という。)の権限に属する事務を処理させるため<u>建設環境課</u>を置く。</p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。